

静岡県告示第276号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年4月4日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

掛川市上西之谷字向カイト779の1・字栗原783の1・字山伏塚802の2・字小松久保805・806の1・808の2・809の2・字川ヲスブチ815の1・815の2・826の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）